

第6期 雲南市農業委員会第32回総会議事録

1. 日 時 令和2年2月20日(木) 13:30～14:34

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(17名)

1番 錦織 邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田 邦昭	6番 小山 益男	7番 山本 裕子	9番 佐藤 博子
10番 三原 治雄	11番 吾郷 正司	12番 高橋美佐子	13番 橋本 博
14番 三島 輝昭	15番 柳原 昌広	16番 嘉本 輝雄	17番 山本 博子
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

8番 吉廣 丈晴 18番 内部 武雄

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦
主 幹 錦織研吾

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第216号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第217号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第218号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第219号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第220号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第221号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第222号 雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは時間が参りましたので、委員の皆様ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、16名であります。(委員1名、遅参連絡あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第32回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番佐藤博子委員、10番三原治雄委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第5条第1項の規定による届出の受理について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第216号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書9ページ、議第216号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。10ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田現況荒廃農地で面積は506㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は申請地は谷間にあり日照も悪く耕作が不便なため、相当以前より耕作しておらず灌木類も生育し山林原野化してしまった。ということです。令和2年2月3日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。 以上報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があればお願いします。 (確認委員、補足説明なし)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、ただ今事務局から説明をいたしました但、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第216号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第216号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第217号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書11ページ、議第217号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。12ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区と〇〇町〇〇地区です。番号1番～22番、〇〇町〇〇地区については、地目は田6筆畑16筆の合計22筆、関係者は10名で合計面積は11,362㎡です。令和2年1月17日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>番号23番～36番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆畑12筆の合計14筆、関係者は8名で合計面積は3,982㎡です。令和2年1月10日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田8筆畑28筆の合計36筆、関係者は18名で合計面積は15,344㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお祈いします。</p>
議 長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があればお願いします。 (確認委員、補足説明なし)
議 長	無いようですので、ただ今事務局から説明をいたしました但、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第217号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第217号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第218号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>局より説明を求めます。</p> <p>議案書15ページ、議第218号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。4件の申請が出ております。</p> <p>議案書16ページをご覧ください。図面は16ページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿現況ともに畑で合計面積は5,500㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の有限会社□□□□の破産管財人弁護士□□□□さんです。申請事由は所有者破産により売却が必要となったため。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇市〇〇町の△△△△さん。申請事由は申請地を譲り受け農業経営を拡大する。ということです。土地代は10アール当たり27,500円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で面積は872㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は非農家の為耕作できないため。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は規模拡大。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり92,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△外5筆。地目は登記簿現況ともに田が2筆で面積は713㎡と登記簿現況ともに畑が4筆で面積は759㎡の合計面積1,472㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は空き家付き農地制度を利用して申請地を譲渡する。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん。申請事由は空き家付き農地制度を利用して申請地を譲り受け耕作する。ということです。</p> <p>土地代は家屋その他不動産を一括購入のため不明。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は114㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は土地交換による。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は土地交換による。ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上についてご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします</p>
16番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
16番	<p>16番〇〇です。申請番号3番の〇〇町〇〇の件でございます。空き家付き農地制度を利用して申請地を譲り受けて、耕作をするという方でございます。資料にありますように、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>現在お勤めになっておる46歳の公務員の方でございます。お聞きしますと、異動もあつたりするそうですけれども、現在は遠くにいらっしゃるということでありますが、農地を引き継いで自分としても畑として利用したり或いは、地元の今度新しく農業生産法人ができることになっておりますけれども、そういったことについても加入したりして、地域の営農にも参加していく考えはある。さらに自治会にも加入して地域の活動にも参加するというのでございます。ただ農業そのものについては、耕運機を使用する程度であつて、適切な維持管理或いは、草刈り等のことについて若干の不安はもっておられるようですけれども、求めた土地については、自ら管理してやっていきたいというふうに言っておられます。以上ですので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>他に確認委員で補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第218号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よつて、議第218号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第219号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第219号農地法第4条の規定による許可申請について、提出のあつた案件について説明をいたします。19ページをご覧ください。 図面は28ページから掲載していますので一緒にご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は11㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は現在の墓地は自宅から離れた山林の中に位置し、参道は急傾斜で歩きにくく墓参りに支障があるため、自宅近くの申請地に移転したい。とのこと。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。 農地区分は農業公共投資の対象となつていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。 許可条項は法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なし、に該当すると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は合計9.80㎡です。申請人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は現在の墓地は実家から離れた山林の中に位置し、参道は急傾斜で荒廢が</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>進んでおり管理が困難になってきたため、実家に近い申請地に移転したい。とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は8.45㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は現在の墓地は急傾斜地にあり維持管理が困難であるため、申請地に移転したい。とのことです。第3種農地で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は申請地の300メートル以内に鉄道の駅JR〇〇駅があることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で申請面積は2,685㎡のうち785㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は駐車場、宅地進入路、車庫で車庫1棟、駐車場3台分を整備されます。</p> <p>転用理由は住宅用の駐車場及び宅地進入路が狭く冬季等に不便なため申請地を拡張整備したい。また車庫が不足しているため建築したい。とのことです。</p> <p>始末書が提出されており、平成11年頃より農地法の認識不足から当該申請地に車庫を建築し、また駐車場及び宅地進入路を整備してしまった。とのことです。</p> <p>農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>11番 はい。</p> <p>11番 はい。どうぞ。</p> <p>11番 11番〇〇です。始末書が出ておりますので、読ませていただきます。</p> <p>始末書。雲南市農業委員会会長 〇〇様。〇〇市〇〇町〇〇△△-△ □□□□。この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△、土地は田でしたが、平成11年頃より農地法の認識不足により事前着工をしており、駐車場及び宅地進入路として利用してまいりました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足からこのようなことになり申し訳ありません。農地法他関係法令を遵守しこのようなことがないようにお誓ひいたします。</p> <p>11番 他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>11番 無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>11番 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p> <p>11番 討論を終わります。お諮りいたします。議第219号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第219号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第220号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第220号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。5件の申請が出ております。</p> <p>議案書22ページをご覧ください。資料は49ページから掲載しております。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で面積は87㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の有限会社△△△△代表取締役 △△△△さんです。</p> <p>転用目的は宅地拡張で店舗1棟と駐車場を整備されます。転用事由は主要地方道〇〇線の拡幅により、当社及び隣地店舗の駐車場が狭隘となるため、当社社屋を解体し隣地店舗を移動のうえ店舗コンビニエンスストアの駐車場として利用したい。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり45,977,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農業振興地域外で、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で面積は430㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は有限会社△△△△代表取締役 △△△△さんです。</p> <p>転用目的は資材置場で車庫1棟、石材置場、従業員駐車場を整備されます。</p> <p>転用事由は資材置場が狭く不便な為、申請地を利用して石材置場車両置場として利用したい。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり160,000円。賃借期間は永久、ただし20年ごとに更新。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、申請地は過去に土地改良事業が実施されていますが、申請地の300メートル以内に鉄道の駅JR〇〇駅があることから、第3種農地と判断いたしました。申請番号1番と同じく、原則転用可能となります。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で面積は429㎡です。</p> <p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は△△△△さんです。転用目的は個人住宅で住宅1棟を建築されます。</p> <p>転用事由は住宅が古く家族が多いので新築するため。ということです。</p> <p>土地代は10アール当たり6,993,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分は土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると考えます。</p> <p>なお本案件は第1種農地であることから、島根県農業会議常設審議委員会への諮問が必</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>要な案件です。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で面積は339㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は△△△△さんです。転用目的は個人住宅で居宅1棟を建築されます。</p> <p>転用事由は借家住まいであり、申請地を譲り受け個人住宅を建築する。ということです。土地代は10アール当たり12,242,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なし、に該当すると考えます。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況畑で面積は81㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は申請番号4番に同じで、譲渡人は持ち分2分の1の△△△△さんです。</p> <p>これは、所有権の2分の1を□□さんから△△さんへ移転するという事です。</p> <p>転用目的は宅地進入路で宅地進入路を整備されます。転用事由は個人住宅進入路として利用する。ということです。土地代は10アール当たり6,172,000円。確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号4番に同じです。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があればお願ひします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p> <p>議 長 無いようですので、ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 討論を終わります。お諮りいたします。議第220号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番、申請番号2番、申請番号4番及び申請番号5番について、申請のとおり許可することにご異議ございません</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。よって、議第220号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番、申請番号2番、申請番号4番及び申請番号5番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号3番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。よって、議第220号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>会長専決により許可を決定いたします。</p> <p>次に、議第221号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書24ページ、議第221号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを説明いたします。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。今回は設定件数31件、内訳は〇〇町10件、〇〇町11件、〇〇町1件、〇〇町6件、〇〇町3件となります。借り受け戸数は20戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、議案書31ページの番号15番から33ページの21番までと、議案書35ページの番号27番から次ページの番号28番までとなります。</p> <p>転貸予定先は、〇〇町分が農事組合法人〇〇さんと農事組合法人〇〇さん、〇〇町分が農事組合法人〇〇さんと〇〇さんとなっております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時25分まで、暫時休憩とします。各町でご協議をお願いします。</p> <p>・・・（休憩）・・・（協議：〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町）</p>
議 長 6 番	<p>会議を再開します。先ほど休憩中にご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。最初に〇〇町より順次発表願ひます。</p> <p>6番〇〇です。〇〇町は、再設定3件、新規7件、合計10件になりますが、全て妥当と判断いたしました。</p>
議 長 16 番	<p>次に、〇〇町願ひします。</p> <p>16番〇〇です。今日は、〇〇委員が欠席のため協議する相手がおりませんので、よろしくご審議願ひしたいと思いますが、内容をみますと新規が3件で、これは法人が耕作するというのでございますし、あと再設定が8件ございまして、法人が5つあって、残りの3件につきましては、〇〇委員が確認していらっしゃいますし、その内容は個人と担い手さんということで、わたくしとしては妥当と判断いたしましたので、よろしくご審議願ひします。</p>
議 長 13 番	<p>次に、〇〇町願ひします。</p> <p>13番〇〇です。〇〇町は、1件で再設定ということで、何ら問題はないということで、妥当と判断いたしましたので、よろしくご審議願ひします。</p>
議 長 9 番	<p>次に、〇〇町願ひします。</p> <p>9番〇〇です。再設定5件、新規1件でございます。新規は〇〇さんが近所の方で野菜を作っておられて、全て妥当と判断いたしました。</p>
議 長 3 番	<p>次に、〇〇町願ひします。</p> <p>3番〇〇です。〇〇町は、3件の案件が出ておりますけれども、1件は再設定、残り2件が新規となっております。これは今まで認定農業者の方が引き受けておられましたけ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>れど、その方が体力的にまた満期により今回更新はしないということで、新たな受け手を探すことになりまして、出し手の方はだれも住んでおられず空き家となっておりますが、その息子さんと話をしているいろいろ協議をしたところですが、地元の中で2名に分かれておりますけれど、その方にいろいろお願いいたしまして、新規という形で利用権を設定していただいたということで、わたしも地元ですので、いろいろと様子を見ながら指導していきたいと思っており、妥当と判断いたしました。よろしくお願いたします。</p> <p>ただ今、各町から発表のとおり、すべて許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第221号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第221号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第222号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書38ページ、議第222号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを説明をいたします。39ページが改正文を載せておりますが、新旧対照表の方がわかりやすいですので、40ページをご覧ください。</p> <p>今回の改正箇所であります。新旧対照表のとおり、第13条第4項を改めるものでございます。改正を行う理由でございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が、平成27年9月4日公布され、一部の規定を除き原則平成28年4月1日より施行されたところでございます。</p> <p>そのうち、第2条規定による、農業委員会等に関する法律の一部改正の中で、議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とされました。</p> <p>雲南市農業委員会では、この法律の規定に基づき、平成28年度分よりホームページ上で議事録の公表を行っておりましたが、この度、雲南市農業委員会会議規則を確認したところ、この規則の規定が改正されていないことが判明いたしました。よって、今回文言規定の整備を行うことといたしました。</p> <p>具体的な改正内容は、第13条第4項において、現行では、議事録は、委員会の事務局に備付け、一般の縦覧に供しなければならない。となっておりましたが、改正案では、議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。と改めるものでございます。これは、改正法第33条の条文を準用させていただくこととしました。なお、公布の日と施行予定日は、令和2年2月20日、本日付けを予定してございまして、平成28年4月1日から公布の前日、すなわち昨日までは、規則の附則の方で遡及対</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	応させていただきますと思っておりますので、ご審議についてよろしくお願ひします。
6 番	ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませぬか。
議 長	はい。
6 番	はい、どうぞ。 6番〇〇です。お願ひですけれども、改正理由さきほど改正理由を説明されたのですが、資料ではわかりにくいので、できれば提案される時に改正の理由として別冊の方で付けてもらおうと、それを見ながら説明を聞いていると改正の理由がよくわかると思われませぬ。聞いただけでは、よくわからないのでもしできればお願ひしたい。
議 長	おっしゃるとおりでございまして、ただ議案はこの形になりますので、次回から資料を添付するというところで、事務局よろしいですね。
事務局	はい、次回から別添資料の方で、改正理由等を付けさせていただきます、説明させていただきますと思ひます。ありがとうございます。
議 長	他に質疑の方はございませぬか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませぬか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第222号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することにご異議ございませぬか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第222号雲南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することに決定いたしました。 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:34終了)

9. その他事項等

<p>○その他事項について</p> <p>(1) 農事組合法人の設立及び農地所有適格法人の資格要件について</p> <p>(2) 令和2年度標準農作業料金等について</p> <p>(3) 遊休農地の利用意向調査結果について</p> <p>(4) 令和2年度雲南市農業振興施策に関する意見書への回答について</p> <p>(5) その他</p> <p>○第33回総会開催日程等について</p> <p>(1) 日 時：令和2年3月24日(木) 午後1時30分</p> <p>(2) 場 所：市役所3階・301会議室</p> <p>※総会終了後、農政課による「農用地区域変更についての協議」を行う。</p>
--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____